

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河野補佐	<p>1 開会 開会を宣する。</p>
齋藤会長	<p>2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。</p>
齋藤会長	<p>3 議題 (当会議設置要綱第6条第2項により、会長がその議長を務める。) それでは、暫時、議長の職を務めさせていただき、早速、プログラムの「議題」に入る。 本日の議題は、「(仮称)白岡市住民投票条例の策定に向けた提言書の決定について」である。お配りしている「提言書(案)」は、事務局が事前に配布したものと同一内容となっている。 本日は、この案の内容を改めて御確認いただき、提言書の決定をしたいので、よろしく願いしたい。</p>
齋藤会長	<p>「提言書(案)」について御意見等があれば、挙手をお願いしたい。 (意見なし)</p>
齋藤会長	<p>意見なしと認める。それではお諮りする。お手元の提言書(案)の内容で、「(仮称)白岡市住民投票条例の策定に向けた提言書」として決定することとしてよろしいか。 (全会一致で賛成)</p>
齋藤会長	<p>皆さんに賛成をいただいた。よって、提言書(案)の内容を「(仮称)白岡市住民投票条例の策定に向けた提言書」として決定する。</p>

	委員の皆さんには、長期間にわたり御検討いただき感謝する。
齋藤会長	4 その他 事務連絡について、事務局に説明を求める。
事務局(千葉)	前回会議結果の確認及び次回会議日程について説明を行った。
齋藤会長	事務局からの説明が終了した。質疑をお願いしたい。
A委員	次回の会議では、提言書と骨子案のすりあわせを行うとのことであるが、その会議で新しい骨子案が出来るということなのか。
事務局(千葉)	提言書は、骨子案を作成する際の参考にさせていただくが、自治基本条例庁内推進会議で審議した上で作成するので、全て提言書のとおりになるとはお約束できない。 次回の会議では、骨子と提言書の違い及びその理由について御説明し、皆さんから御意見をいただきたいと考えている。骨子案は修正できないものではないので、もちろん、皆さんからの御意見により修正される可能性はある。
齋藤会長	他に意見等はないようである。これで、本日の会議の予定は全て終了した。
河野補佐	5 閉会 閉会を宣する。 * この後、市長への提言書の提出及び記念撮影を行った。